

| | |
|--|--|
| <h1>さいたま市契約公報</h1> <p>臨時号外第3号 令和6年4月4日発行</p> | <p>発行所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)</p> |
|--|--|

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

○さいたま市市税等収納・納付代行事務（令和7～8年度収納分）…………… 1

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第42号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和6年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市税等収納・納付代行事務（令和7～8年度収納分）

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 予定数量

収納件数 3, 215, 589件

(4) 事務概要

入札説明書のとおり

(5) 履行期間

令和7年4月1日から令和9年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」内の受注希望業務「電算処理」若しくは「その他の電算」又は業務「その他」内の受注希望業務「その他」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年4月18日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 施行令第158条第1号、第173条第1号及びさいたま市指定納付受託者の指定等に関する事務取扱要綱（令和3年さいたま市制定。以下「指定納付受託者要綱」という。）の規定により、次の要件を満たす者であること。

ア 直近2か年において、自己資本比率（株主資本（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計から自己株式を引いたもの）及びその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定等の合計）の合計）を資産の部の合計額で除した比率）が4パーセントを下回っていないこと。

イ 直近2か年において、流動比率（流動資産を流動負債で除した比率）が100パーセントを下回っていないこと。

ウ 直近2か年において、資本剰余金及び利益剰余金の合計額がマイナスでないこと。

エ 直近2か年において、営業損失が売上高及び純資産に対して著しく上回っていないこと。

(7) 施行令第158条第2号、第173条第2号及び指定納付受託者要綱の規定により、次の要件を満たす者であること。

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ 経営陣の役職、氏名及び役割が明確であること。

ウ クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマートフォンアプリ等による決済サービス及びコンビニエンスストアでの収納代行に関する業務の実績が2年以上あること。

エ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていることを証明した者であること。

オ コンプライアンスに関する規定が策定されていること。

カ コンプライアンスに関する責任者が明確であること。

キ コンプライアンスに関する教育が行われていること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市出納室出納課
担当 総務係 電話 048(829)1598

(2) 交付期間

公告の日から令和6年4月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年5月7日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、収納・納付1件当たりの金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年5月17日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市出納室出納課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月21日（火）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月21日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市出納室出納課

電話 048（829）1598 FAX 048（829）1993

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市出納室出納課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

The collection/processing of FY 2025-2026 municipal taxes for Saitama City

(2) Date and time of tender:

May 21, 2024, 11:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Cashier's Division, Saitama City Treasury office

6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1598